

承認第 4 号

専決処分の承認を求めることについて（商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年 3 月 31 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 18 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴う改正

専決第 4 号

専 決 処 分 書

商工業生産設備等に対する飛驒市税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 31 日

飛驒市長 都 竹 淳 也

商工業生産設備等に対する飛驒市税の特例に関する条例 の一部を改正する条例

商工業生産設備等に対する飛驒市税の特例に関する条例（平成16年飛驒市条例第69号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月31日から施行する。

商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
本則 略 附 則 1～4 略 (この条例の失効) 5 この条例は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。 以下 略	本則 略 附 則 1～4 略 (この条例の失効) 5 この条例は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。 以下 略

条例関係議案要旨

議案名	商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和6年総務省令第35号）に規定される失効期限に合わせて、当該条例の期限を延長するため改正するもの。
条例の概要	【改正の趣旨及び内容】 過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内（市内全域）において、製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供する設備の取得等をした者の固定資産税について最初の課税から3年間について課税免除するもの。 ・失効期限の延長 （改正前）令和6年3月31日 → （改正後）令和9年3月31日 （附則第5項関係）
市民への影響等	【市民への影響】 対象となる者には有利となる改正
施行日	令和6年3月31日
備考	【直近3年の新規申請実績】 令和4年度課税：製造業8社 令和5年度課税：製造業8社 令和6年度課税：製造業9社